主 文

被告が原告に対し昭和四一年七月一五日付でした不動産取得税の賦課決定は金四万五、〇〇〇円の限度においてこれを取り消す。 訴訟費用は被告の負担とする。

版古の貝担とする 事 実

第一 当事者の求める裁判

(原告) 主文と同旨

主义と同(被告)

`「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」

第二 原告の請求原因

原告は、昭和四〇年三月一日日本住宅公団から東京都渋谷区〈以下略〉宅地八、六四四・一二平方メートル(二、六一四・八五坪)および新宿区〈以下略〉六六〇・〇三平方メートル(一九九・六六坪)の各一九六分の一の持分並びにこれら土地の上に建在する別紙目録記載の建物(いわゆるプレスマン・ハウス)のうちの同目録記載部分を買い受けたところ、被告は、これに対し、右土地については地方税法七三条の二四第一項三号、右建物部分については同法七三条の一四第一項各所定の課税標準の控除をすることなく、昭和四一年七月一五日付で、不動産取得税(右建物部分については、取得価額二八一万六、五〇〇円を課税標準として八万四、四九〇円)の賦課決定をした。

しかし、右賦課決定は、次に述べる理由によつて違法である。すなわち、

ところで、日本住宅公団の事業目的が勤労者に対して宅地、住宅を供給することであること、外国報道関係者の使用がオリンピツク開催中という短期間の一時使用であること、また、地方税法の前記諸規定の立法趣旨が宅地や新築住宅に対するる動産取得税を軽減することによって住宅の新築又は新築住宅の購入の促進を図ることにあることに鑑みれば、組織委員会による別紙目録記載の建物の利用は、同法にあることにという使用又は居住の用に供したことにはならず、従つて、原告の同目録記載の建物の取得は、同法七三条の一四第一項にいう「新築した住宅でまだ人の居住の用部分の取得は、同法七三条の一四第一項にいう「新築した住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものの購入」に該当し、同条項所定の不動産取得税の課税標準の特例の適用があるものというべきであり、このことは、前記土地については、審査法により右と同一の理由に基づき不動産取得税の賦課決定が一部取り消されたことに徴しても明らかである。

第三 被告の答弁

原告主張の請求原因事実はすべて認めるが、その法律上の主張は争う。

損耗部分の回復費をも含む。)を同委員会において負担することになつていたことを考慮すれば、右公団が一般に賃貸する住宅の賃貸料と比較して左程安いわけではないから、右使用関係は、むしろ、賃貸借とみるべきである。 第四 証拠関係(省略)

理

別紙目録記載の建物は、日本住宅公団がオリンピック東京大会開催中外国報道関係者の宿泊施設を建設されたい旨の政府の要請に基づいて建築したものであり、現に、これを、昭和三九年九月一日から同年一一月三〇日までの三か月間、財団法人オリンピック東京大会組織委員会に対して合計一、二〇〇万円の対価をもつて貸与して外国報道関係者に使用させたこと、その後、原告が昭和四〇年三月一日日本住宅公団から右建物のうち同目録記載の部分を買い受けたところ、被告が右建物は地方税法七三条の一四第一項にいう人の居住の用に供したことのない新築住宅に該当しないとして、同条項所定の課税標準の控除をすることなく、昭和四一年七月一五日付で原告に対し不動産取得税八万四、四九〇円の賦課決定をしたことは、いずれも、当事者間に争いがない。

およそ、法律事実としての居住の概念は、法律関係の基準となるものであるから、単なる社会的事実としてのそれとは異なり、各法律ごとに、当該立法の趣旨・目的に従い、また、それに付与された法的効果との関係において合理的にこれを決定すべきであることはいうまでもない。

定すべきであることはいうまでもない。
ところで、地方税法七三条の一四第一項が、「住宅を建築(新築した住宅できたとの財子にとのないものの購入を含り、「住宅を建築(新築したる当きされたるの取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定についは、不動産の日に対して課するものと対して課するものと対して課するものであるが、日本自は家屋の取得につき、当該不動産の取得に対して課度(自該主文者に対してまたの家屋についての最初の使用又は譲渡(当該主文者に対してまたのの家屋についての最初の使用又は譲渡が当該家屋の新築後最初に行なわれた場合は、当該なされたもことのの新達渡が当該家屋の新築後最初に行なわれた場合は、当該は、そのおは、そのおは、そのおりにおいて家屋の取得にであるには、ととしているのであるに、当該にでは、これを新築した。ととのより、これを新築した者又は新築した住宅であるに、当該住宅ににより、これを新築した者であるには、当該住宅をの本来の用法に従った利用に供でるとを指すものと解するのが相当である。

よつて、右四万五、〇〇〇円の限度において本件不動産取得税の賦課決定の取消しを求める原告の請求は、その理由があるので、これを認容することとし、訴訟費用の負担につき行訴法七条、民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 渡部吉隆 中平健吉 斎藤清実)

(別紙)

目録(省略)